

平成29年3月29日
大臣官房技術調査課
総合政策局公共事業企画調整課

「CAD製図基準」の改定

CAD製図基準を改定し、平成29年度の直轄事業より適用を開始することとなりましたので、お知らせします。

CAD製図基準は、土木設計業務等の図面、工事の発注図及び完成図に適用するCADデータのフォルダ構成やファイル形式等の仕様を定めたものです。

【経緯】

国土交通省では、計画、設計、工事、維持管理などの公共事業プロセスにおけるデータ再利用環境の構築のため、平成13年度より直轄事業における成果品の電子納品を実施しています。

電子納品の運用に係る実用性・利便性の向上を図ると共に、これまでの要領・基準に関する質問や意見等に的確に対処すべく、CAD製図基準の改定を行うものです。

【改定した基準等】

- CAD製図基準
- CAD製図基準 電気通信設備編
- CAD製図基準 機械設備工事編
- CAD製図基準に関する運用ガイドライン
- CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】
- CAD製図基準に関する運用ガイドライン 機械設備工事編

【適用開始時期】

平成29年4月以降に契約を締結する工事及び業務に適用します。なお、平成30年3月31日までの期間においては、受発注者の協議により、従前の要領、基準を用いてもよいものとします。

【入手方法】

以下のアドレスから入手できます。

電子納品に関する要領・基準 <http://www.cals-ed.go.jp/>

＜問い合わせ先＞

大臣官房技術調査課 TEL：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8220 FAX：03-5253-1536
(担当)全般 課長補佐 永田 耕之(内線 22335)
(担当)電気通信設備編 課長補佐 佐藤 常人(内線 22364)

総合政策局公共事業企画調整課
TEL：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8285 FAX：03-5253-1556
(担当)機械設備工事編 課長補佐 国頭 正信(内線 24943)

CAD製図基準等改定の主なポイント

1 CAD データファイル命名規則の変更

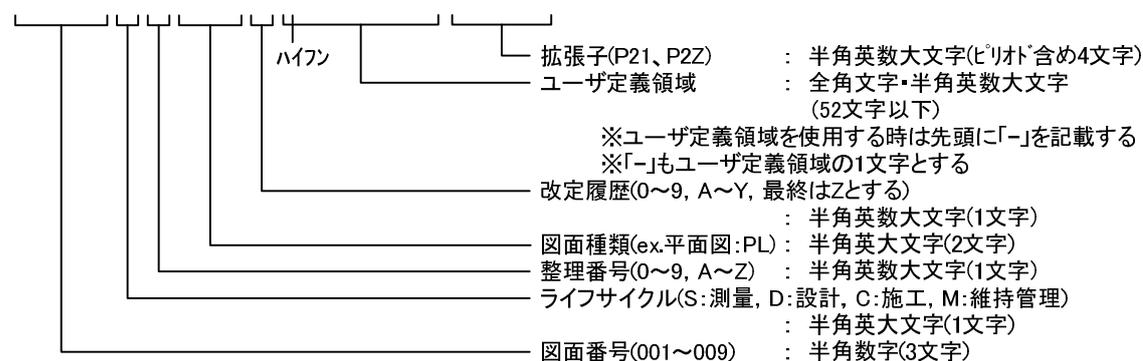
＜土木・電通・機械共通＞

CAD 製図基準のファイル名の命名規則について、CAD データの作図内容を把握することを目的として、ファイルに日本語記入が可能なユーザ定義領域（原則として図面名を記入）を追加しました。また、フォルダ内で図面目録通りのソート活用を想定し、図面番号をファイル名の先頭に移動しました。

あわせて、CAD 製図基準運用ガイドラインに、ユーザ定義領域における日本語使用の活用方法等について補足説明を追加しました。

新しい CAD データ命名規則は、下記の通りとなります。

○○○○○○○○○-△△△△△. 拡張子



※文字数合計で64文字以下

2 CAD データレイヤ命名規則の変更

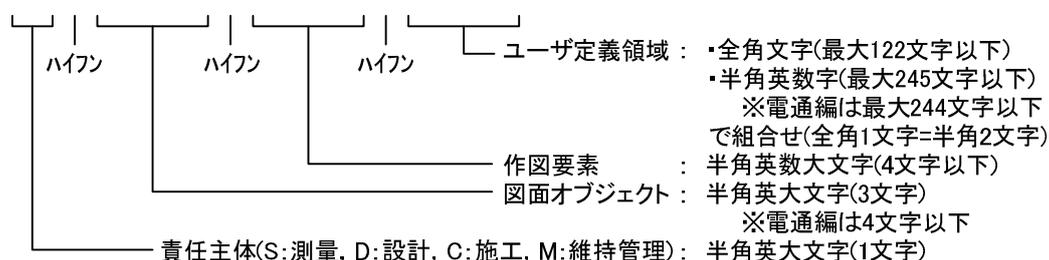
＜土木・電通・機械共通＞

CAD 製図基準のレイヤ名称の命名規則について、作図内容を把握することを目的として、既存の「ユーザ定義領域」に日本語の記入ができるよう変更しました。

あわせて、CAD 製図基準運用ガイドラインに、ユーザ定義領域の活用方法を追加しました。

新しいレイヤ命名規則は、下記の通りとなります。

□-□~□-□~□-□~□



※文字数合計で半角256文字以下

3 同一工種における CAD レイヤの統一

＜土木＞

CAD 製図基準で定義するレイヤにおいて、同一工種内でのレイヤの活用（移動等）を想定して、同一工種内でレイヤ名称の統一を行いました。CAD 製図基準運用ガイドラインにおいて、レイヤ構成を一覧表で整理し、参考資料として追加しました。